

1-2. 藤田保健衛生大学疾患モデル教育研究センター規程

施行 昭和 63(1988).1.30

(設 置)

第1条 藤田保健衛生大学におけるヒト疾患モデルに関する教育及び研究活動の円滑化を図るため、中央管理方式による疾患モデル教育研究センター(以下、本センターという)(略称疾患モデルセンター、英文名 Education and Research Center of Animal Models for Human Diseases、英文略称CAMHD)を藤田保健衛生大学動物実験研究施設として設置する。

(疾患モデル教育研究センター長)―

第2条 本センターに疾患モデル教育研究センター長(以下、センター長という)を置く。センター長は学長の推薦に基づき、理事会の議を経て理事長が任命する。

2. センター長は本センターの管理、実験動物の管理及び動物実験の指導、監督を行う。

(動物実験)

第3条 本センターにおけるすべての動物実験は、別に定める藤田保健衛生大学動物実験規程に従うものとする。

(運営委員会)

第4条 本センターの運営を円滑に行うため、運営委員会を置き、運営委員長はセンター長が兼務する。

2. 運営委員は、運営委員長が推薦し、学長の承認を得て理事長が任命する。

3. 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。任期途中で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の開催等)

第5条 運営委員会は、年2回定期に開催する。

2. 運営委員会は、必要に応じ臨時に開催することができる。

(専任教職員等)

第6条 本センターに専任教職員を置き、センター長を含めず定員を4名とする。ただし、専任教員3名、専任職員1名を原則とする。

2. 専任教員は、センター長を補佐し、本センターの管理、実験動物及び動物実験に関する教育、ゼミナール、講習会等の開催、研究の指導、助言及び支援を行う。また、研究支援業務のほか、調査、研究、研究成果の刊行、国内外研究機関との人的交流及び共同研究等を行うことができる。

3. センター長は、専任教員の中から実験動物管理者を推薦し、学長の承認を得て理事長が任命する。
4. 専任職員はセンター長の指示に従い、本センターの管理及び健全な実験動物の飼養に関する技術支援を行う。

(事務)

第7条 本センターの事務は、学事部研究管理課が担当する。また、担当者は運営委員会及び動物実験委員会の事務も行う。

(費用負担)

第8条 動物購入費、飼料代等は使用する研究者の所属部門の負担とする。

2. 動物ケージの補充、修理、屍体処理費等は各学部の出費とする。

(飼育室等の使用)

第9条 医学部1号館3、4、5階の小動物飼育室、本センター内SPF (Specific Pathogen Free) 動物飼育室、クリーン動物飼育室及び感染動物飼育室に、飼育室使用者の互選により、各々飼育室責任者を置く。

2. 飼育室責任者は、使用者の意見を取りまとめ飼育室毎の利用心得等を立案し、専任教職員の助言等を経て、センター長に報告する。センター長は必要に応じ助言する。ただし、その管理については、本センターが行うものとする。
3. 飼育室責任者は、利用状況を毎年度末に、センター長に報告するものとする。

附 則

1. この規程は、昭和63年1月30日から施行する。
名古屋保健衛生大学総医研実験動物センター運営内規は廃止する。
2. 平成元年10月30日一部改正
3. 平成3年4月1日一部改正
4. 平成13年4月1日 組織の名称変更により、規程の名称を「藤田保健衛生大学疾患モデル教育研究センター規程」に変更し一部改正
5. 平成16年2月9日感染動物室の使用開始により、一部改正
6. 平成19年4月1日藤田保健衛生大学動物実験規程施行により、一部改正
7. 平成21年11月1日一部改正
8. 平成22年7月30日一部改正